

公事根源愚考、職原鑿要の類である。此外に職原須知、裝束問答といふのがあるやうに近代名家著述目録に見ゆるが、余は此二つは未だ見ず、この中増補諸家知譜拙記は公卿の系圖を見るに最も簡便な本であらう。

次に谷村光義は男山八幡宮の神官で、建武年中行事略解の著者であり。又紫式部日記傍註の附録になつて居る五節舞姫考も書いた人である。

次の徳田良方は裝束要領抄の中の女官裝束抄を著した人、

次の渡邊康映は源氏男女裝束抄の後附を書いた人であるが、此の二人に就てはそれ以外の事は一向調べが附て居らぬ。但し元祿本の源氏男女裝束抄の方には渡邊康映の跋もあつて湖南散人ごあるから大津あたりの人であらうか。

最後の伊藤忠宜は秋齋のぬなは草紙の中にて名を發見したが、生れは伊豫の松山で、京都に遊び盡

井門に入つた。實は此人の紹介で多田秋齋は鶴翁の門人となつたのである。

之を要するに是等の門人の活動が其の師匠の事業と相俟つて直接間接に後の研究者にどれ位便宜を與へたかは改めて言ふ迄もない事である。是より後の話ではあるが、江戸の端保巳一の門からは松岡辰方、石原正明、屋代弘賢、長野美波留、中山信名などと云ふ幾多の故實學者が出て其等の人々が又有名なる弟子を出し斯の學界に多大の貢獻をした。此京都の壺井門は江戸の端門と前後相對して故實の學問開拓の二大勢力の中に數ふべき事は誰が見ても異論のない所であらう。

## 禮部志稿解題

文學博士

内藤 虎次郎

明治四十五年春、余は京都帝國大學より派遣せられて奉天の祕庫に史料を採訪せり。其の主なる

目的は清朝の根本史料を得るに在りて、明治三十八年發見以來、未だ逐寫の機を得ざりし滿文老檔を寫眞せしことは、最大事業たりしも、其以外に於て、文溯閣の四庫全書中に存する未流布の珍書を逐寫することをも、亦之を力めたり。乃ち寫字生十數人を備ひ、富岡謙藏君主として、之を監督して、數種の書籍を逐鈔せしが、禮部志稿百卷は實に其の一なり。

禮部志稿は明の泰昌元年の官修にかゝるも、其の編修の任に當れるは、俞汝楨一人にして、俞氏は其の凡例によりて見るも、頗る識見ある人たること明かなるを以て、全書の體制要領を得、四庫全書總目提要にも、稱贊の詞を吝まざりし程の名著なり。

其凡例は一、溯初制、一、理條貫、一、慎稽攷の三項に分ち、溯初制の項には明會典が每類の首に國初諸籍の文を列し、次には乃ち後來の憲令を載せ

本末燦然として睹るべきを稱して、此書も一に其義例に遵ふといひ、理條貫の項には典故の編は蒼萃に急ならずして、貫通に急なり、廣博に急ならずして、提挈に急なるを以て、定局、有列、載筆ともに提綱挈領に意を用ひたりといひ、慎稽攷の項には舊聞を網羅することは、獨り掛漏を恐るゝのみならずして、誤謬を攷正することも亦編摩の第一義なりといひ、詞林の鉅公より累朝の金匱石室の副を請ひ得たる外、當事の名公より本曹の掌故諸牘を示されたれば、參互攷訂、餘力を遺さずといへり。

其の編次は大要左の如し。

第一卷より第六卷に至るを聖訓とし洪武年間より隆慶年間までの詔勅を擧げ、

第七卷は建官にして禮部の組織を述べ、

第八卷は總職掌とし、

第九卷より第廿四卷までは儀制司職掌とし、

第廿五卷より第卅四卷までは祠祭司の職掌とし、  
第卅五卷より第卅八卷までは主客司職掌とし、  
第卅九卷第四十卷は精膳司職掌及び司務廳職掌  
とし、

第四十一卷より第四十四卷までは歴官表とし、  
第四十五卷より第五十卷までは奏疏とし、

第五十一卷より第五十八卷までは列傳とし、

第五十九卷より第八十卷までは儀制司の事例備  
考とし、

第八十一卷より第八十九卷までは祠祭司の事例  
備考とし、

第九十卷より第九十二卷までは主客司の事例備  
考とし、

第九十三卷は精膳司の事例備考とし、

第九十四卷より第百卷までは總事例備考とし、

四庫全書總目提要には、之を評して釋菜、薦舉  
諸詔の如きは明實錄の載せざる所たり、祈雪、建

宮諸訓は嘉靖祀典の未だ錄せざる所たり、王妃の  
冠服、百官の常服及び大宴の樂章は、明史の禮樂  
志に較ぶれば詳なりとし、貢舉起送の額、誥勅表  
章の式は明會典に較ぶれば備はれりとし、經筵の  
侍班員額は明集禮の遺せる所を拾ひ、朝覲、賞賚  
の諸制は星槎勝覽、西域行程の闕けたる所を補ひ  
案掌の文なれば稍や冗雜に傷ると雖も、而かも備  
を掌故に取るは、體例、著書と稍殊なり、固より  
冗雜を以て病とする能はずとせり。

其書の浩瀚なると、且つ今日に在りて史家の資  
料として直接に必要な部分に緩急あることを以て  
余も未だ全部を通讀する能はざるも、其の明代の  
外國關係を徵すべき項目は、大率之を涉獵したり  
其の結果として、粗ば余が此書の價值に關する所  
見を述べんに、編者が自ら言ふ所の累朝の金匱石  
室の副とは、即ち明代實錄の副本を指せるが如く  
明代に於ては、詞林即ち翰林院に實錄の副本を藏

して、掌故の研究に備へたれば、編者は主として材料をこゝに取り、又所謂本曹の掌故、即ち禮部衛門が自ら管理する記録をも參取したる者なるを以て、其の聖訓の項下に於ても、明の歷朝寶訓の懷遠人、馭夷狄等の項下に載する所と頗る出入あり、儀制司職掌中、蕃國禮の各項、主客司職掌中朝貢、土官、朝貢通例、賓客、賜諸番四夷土官人等の各項、精膳司職掌中、管待番夷、土官筵宴等の項及び番夷土官使臣下程等の項は、萬曆重脩の明會典と全然同一にして、珍とするに足らざるも主客司事例備考中の朝貢備考には、頒朝貢禮、貢使請乞、賜各國、優禮、郵禮、飭各國、封國爵、布文教、各國興繼、處番僧、譯職等の子目を有し其の細目は更に數百條に上り、精膳司事例備考中の筵宴備考に載せたる宴貢使の子目と共に、實に明代外交掌故の大觀たり、但だ星槎勝覽、西域行程錄の闕を補ふべきのみならず、余が知れる範圍

にては、殊域周咨錄、五邊典則、西洋朝貢典錄、全邊紀略等、最も精確なる掌故の書にも見わざる重要な材料を包有するを見る。蓋し明代の掌故は要するに實錄より備はるなく、明人の私撰せる掌故の諸書は、實錄を刺取して之を爲せる者多く、此書の如きも、明集禮、明會典等の外に在ては、實錄に取る所多きは、疑を容れざるも、其の體例の整然として、檢出に便利なるは、實錄若くは實錄を刺取せる他の諸書に比して、復かに愈れる者あり。又禮部の記録に據りたる材料は、此書の獨り豊富にして、他書の及ぶべからざる所なれば、單に明代外交史の資料として、有力なる參攷書たるべし。

試みに一例を擧げんに、此書の第九十卷に日本番僧價値の項あり、曰く

景泰三年禮部奏。日本國王有附進物及使臣自進附進物。俱例應給直。考之宣德八年賜例。當時

所貢以斤計者。硫黃僅二萬二千。蘇木僅一萬六百。生紅銅僅四千三百。以把計者。袞刀僅二。

腰刀僅三十五耳。今所貢硫黃二十六萬四千有奇。蘇木一十萬六千。生紅銅一十五萬二千有奇。袞刀四百一十七。腰刀九千四百八十五。其餘紙扇箱盒等物。比舊俱增數倍。蓋緣舊日獲利而去。故今數倍而來。若如前例給直。除折絹外。其銅

錢總二十一萬七千七百三十二貫一百文。時值銀二十一萬七千七百二十二兩有奇矣。計其貢物時值甚廉。給之太厚。雖曰厚往薄來。然民間供納有限。况今北邊及各處進貢者衆。正宜樽節財用。議令有司估時值給之。已得旨從議。有司言。時

值生紅銅每斤六分。蘇木大者銀八分。小者五分。硫黃熟者銀五分。生者三分。臣等議。蘇木不分大小。銀俱七分。硫黃不拘生熟。俱五分。生紅銅六分。黃銀三萬四千七百九十兩。直銅錢三萬四千七百九十貫。刀劍今每把給鈔六貫。鎗每條二貫。抹金銚每個四貫。漆器皿每個六百文。硯匣每副一貫五百文。通計折鈔絹二百二十九疋。折鈔布四百五十九疋。錢五萬一百一十八貫。其馬二

疋如衛拉特下等馬例。給紵絲一疋絹九疋。悉從之。

此の一事は明史日本傳にも之を載せたるも、太だ粗畧にして、此書の所載、當時の情偽を盡せるに比すべくもあらず、以て此書の價值の一斑を窺ふべし。

但だ此書は四庫全書に入る時に乾隆帝の定めたる例として、多く外國の地名等を改譯するを經たること、こゝに引ける衛拉特が、原と瓦刺とあるべき者なるが如し。余は會典に對照して、其の改譯の頗る多きを見たり。又女直に關することは、全然删除したる者あるも、其定例の如し。然るに又當時校訂の臣が不注意の爲めに、建州左衛に關する記事、即ち清朝に最も深き關係ある者も、删除に漏れたる處あり、要するに原書が多少の竄改を經たる跡あるは惜むべきも、未だ此の小瑕疵を以て、其大なる價值を輕重するに足らざるなり。